



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所  
編集兼印刷兼発行人 神戸市長  
発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	福祉局国保年金医療課	1
規則	神戸市契約規則の一部を改正する規則	行財政局契約監理課	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	9
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	12
告示	須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業公募設置等計画の認定	建設局公園部整備課	14
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	15
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	16
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	17
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	18
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	19
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	20
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称等の件	行財政局業務改革課	23
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等	行財政局業務改革課	24
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(神戸北町大原2丁目自治会)	地域協働局地域活性課	25
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(桜の杜Ⅴ建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	26
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(パナホームシティ西神南Ⅰ・Ⅱ建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	27
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(神戸三田プレミアム・アウトレット)	経済観光局経済政策課	28
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(アスタくにつか3番館)	経済観光局経済政策課	42

令和6年3月19日 神戸市公報第3851号

種類	件名	所管部署	ページ
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ホームセンターコーナン神戸新在家店)	経済観光局経済政策課	45
公告	開発行為に関する工事の完了(須磨区妙法寺)	都市局都市計画課	47
区役所	臨時運行許可番号標の失効	中央区総務部市民課	48
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	49
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の休止	水道局配水課	50
選挙管理委員会	令和6年3月定時登録に伴う法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	51
人事委員会	職員の任用に関する規則に基づく様式等に関する規則等の一部を改正する等の規則	人事委員会事務局任用課	52
人事委員会	勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	56
人事委員会	職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	60
人事委員会	神戸市人事委員会辞令式を廃止する訓令	人事委員会事務局調査課	62

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第49号

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（保険料の減免の対象者）</p> <p>第13条 条例第23条第1項に規定する災害、貧困等により生活が著しく困難である者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の当該年の所得について、条例第18条の2第1項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額</p>	<p style="text-align: center;">（保険料の減免の対象者）</p> <p>第13条 条例第23条第1項に規定する災害、貧困等により生活が著しく困難である者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の当該年の所得について、条例第18条の2第1項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額</p>

<p>の合算額の見込額に12分の1を乗じて得た金額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の数に<u>54万5,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額に、12分の1を乗じて得た金額以下の場合（市長が特に必要がないと認める場合を除く。）</p> <p>(4)～(6) [略]</p>	<p>の合算額の見込額に12分の1を乗じて得た金額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の数に<u>53万5,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額に、12分の1を乗じて得た金額以下の場合（市長が特に必要がないと認める場合を除く。）</p> <p>(4)～(6) [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の神戸市国民健康保険条例施行規則は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

- 3 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市狂犬病予防法施行細則（昭和34年7月規則第35号）	[略]	神戸市狂犬病予防法施行細則（昭和34年7月規則第35号）	[略]
		神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）	様式第4号 様式第12号 様式第13号 様式第27号 様式第29号
[略]	[略]	[略]	[略]

神戸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第50号

神戸市契約規則の一部を改正する規則

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（契約締結の手続）</p> <p>第20条 落札者は、落札決定の日から <u>10日</u>（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。）以内に記名押印のある契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を含む。）その他の必要な書類を提出し、かつ、契約保証金を納付しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない事情があると認めるとき</p>	<p style="text-align: center;">（契約締結の手続）</p> <p>第20条 落札者は、落札決定の日から <u>5日</u>（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。）以内に記名押印のある契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を含む。）その他の必要な書類を提出し、かつ、契約保証金を納付しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない事情があると認めるとき</p>

は、この期限を延長することができる。

(延滞違約金)

第33条 工事、製造その他の請負契約、物品売買契約及び物品賃貸借契約において、契約の相手方が、その責めに帰すべき事由によつて履行期限内に契約を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として徴収する。

2、3 [略]

(部分払)

第41条 [略]

2 [略]

3 公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）の規定により前金払をした場合にあつては、前項又は次項の代価に前払金の額の契約金額に対する割合を乗じて得た額を第1項又は次項の部分払の額から控除する。

4 [略]

(検査員の職務)

第62条 [略]

は、この期限を延長することができる。

(延滞違約金)

第33条 工事、製造その他の請負契約、物品売買契約及び物品賃貸借契約において、契約の相手方が、その責めに帰すべき事由によつて履行期限内に契約を履行しないときは、延滞1日につき、契約金額の1,000分の1に相当する額を延滞違約金として徴収する。

2、3 [略]

(部分払)

第41条 [略]

2 [略]

3 公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）の規定により前金払をした場合にあつては、前項又は第5項の代価に前払金の額の契約金額に対する割合を乗じて得た額を第1項又は第5項の部分払の額から控除する。

4 [略]

(検査員の職務)

第62条 [略]

<p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、検査のうち工事及び工事に関する調査等（工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計をいう。以下同じ。）の請負契約に係るものを行うときは、立会人の立会いを求めることを要しない。</p> <p>4 [略]</p> <p>（立会人）</p> <p>第64条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、検査のうち工事及び工事に関する調査等の請負契約に係るものについては、適用しない。</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、検査のうち工事の請負契約に係るものを行うときは、立会人の立会いを求めることを要しない。</p> <p>4 [略]</p> <p>（立会人）</p> <p>第64条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、検査のうち工事の請負契約に係るものについては、適用しない。</p>
---	---

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の神戸市契約規則（以下「新規則」という。）第20条、第33条第1項、第62条第3項及び第64条第3項の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引（一連の調達契約にあたっては、その最初の契約の申込みの誘引。以下同じ。）が開始される契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。



神戸市告示第 634 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 19 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和6年2月6日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神中央駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和6年2月6日	
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和6年2月20日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 5 台	令和6年2月27日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	伊川谷駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和6年2月13日	
	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和6年2月13日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和6年2月13日	

神戸市告示第 635 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月19日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺	自転車 5台	令和6年2月5日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 9台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車 3台	令和6年2月6日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 2台	令和6年2月14日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 4台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	六甲道駅周辺	自転車 9台	令和6年2月15日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 3台		
	阪神御影駅周辺	自転車 8台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪急御影駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 2台	令和6年2月20日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 8台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所	J R住吉駅周辺	自転車 2台	令和6年2月21日	

別表

東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	2台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	18台	令和6年2月26日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	阪神御影駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	3台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	19台	令和6年2月27日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	JR住吉駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
甲南山手駅周辺	自転車	1台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		

神戸市告示第636号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月19日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 1台	令和6年2月6日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和6年2月7日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和6年2月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台	令和6年2月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和6年2月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年2月15日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和6年2月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和6年2月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和6年2月27日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 19台 原動機付自転車 4台		

神戸市告示第637号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第2項の規定により、次のとおり認定した。

令和6年3月19日

神戸市長 久元喜造

1 認定計画提出者

グループ名 : 神戸須磨 Parks+Resorts 共同事業体  
代表構成団体 : 株式会社サンケイビル  
構成団体 : 三菱倉庫株式会社、  
JR 西日本不動産開発株式会社、  
株式会社竹中工務店、  
芙蓉総合リース株式会社、  
阪神電気鉄道株式会社、  
株式会社グランビスタホテル&リゾート

2 認定をした日

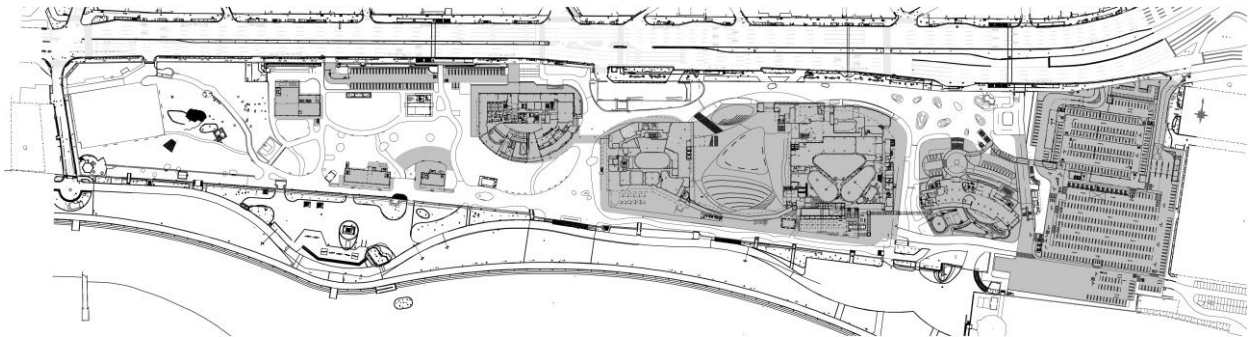
令和6年3月8日

3 認定の有効期間

公募対象公園施設の設置許可日から20年間

4 公募対象公園施設の場所

海浜公園（神戸市須磨区若宮町1丁目、須磨浦通1丁目）内指定場所



公募対象公園施設の設置予定区域



# 令和6年3月19日 神戸市公報第3851号

神戸市告示第638号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年3月19日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
やまの泌尿器科	神戸市兵庫区羽坂通4丁目1番1号	令和6年2月1日
やなぎさわ眼科	神戸市灘区篠原北町1丁目1番5号	令和6年2月1日
くれもと歯科医院	神戸市兵庫区荒田町1丁目5番8号	令和6年2月1日
梅村歯科医院	神戸市東灘区御影中町2丁目2番号	令和6年2月1日
CASANOVA DENTAL CLINIC	神戸市灘区水道筋6丁目3番1号	令和6年1月22日
ローズマリー調剤薬局	神戸市中央区加納町2丁目10番15号	令和6年2月1日
フラワークリニック	神戸市長田区松野通4丁目7番15号	令和6年3月1日
キリン堂薬局 六甲アイランド店	神戸市東灘区向洋町中2丁目9番1号	令和6年3月1日
松本内科・呼吸器クリニック	神戸市灘区篠原南町2丁目4番5号	令和6年2月21日

# 令和6年3月19日 神戸市公報第3851号

神戸市告示第639号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年3月19日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
富森眼科	神戸市垂水区舞子坂4丁目1番7号	令和5年12月31日
更井クリニック	神戸市兵庫区三川口町1丁目4番6号	令和6年3月31日
医療法人社団はなクリニック	神戸市中央区東雲通1丁目7番4号	令和5年7月1日
小林クリニック	神戸市中央区江戸町94番2号	令和6年1月31日
スズオカ歯科	神戸市北区南五葉2丁目1番33号	令和6年3月13日
田村歯科医院	神戸市西区北別府5丁目17番4号	令和5年12月31日
松村歯科医院	神戸市中央区下山手通7丁目15番7号	令和2年3月31日
ユアーズオーラルクリニック元町	神戸市中央区元町通1丁目13番13号	令和6年1月31日
薬局ジャパンファーマシー御影店	神戸市東灘区御影郡家2丁目16番15号	令和6年1月31日
ブライト薬局	神戸市灘区桜ヶ丘町8番3号	令和5年12月28日
YUAI訪問看護ステーション	神戸市須磨区友が丘4丁目1番地101号	令和6年3月31日
灘セントラル歯科	神戸市灘区岩屋北町7丁目3番2号	令和6年3月20日
やまの泌尿器科	神戸市兵庫区羽坂通4丁目1番1号	令和6年1月31日
やなぎさわ眼科	神戸市灘区篠原北町1丁目1番5号	令和6年1月31日
くれもと歯科医院	神戸市兵庫区荒田町1丁目5番8号	令和6年1月31日
梅村歯科医院	神戸市東灘区御影中町2丁目2番号	令和6年1月31日
CASANOVA DENTAL CLINIC	神戸市灘区水道筋6丁目3番1号	令和6年1月21日
ローズマリー調剤薬局	神戸市中央区加納町2丁目10番15号	令和6年1月31日

神戸市告示第640号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年3月19日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新)わだクリニック  (旧)わだ小児科クリニック	神戸市須磨区横尾1丁目17番20 1号	令和6年2月1日

神戸市告示第641号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年3月19日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
ケアプランセンター ノエル	(新)神戸市中央区多聞通5丁目1番20号  (旧)神戸市中央区多聞通4丁目4番11号	合同会社エイト	神戸市須磨区道正台1丁目3番12号	令和4年6月1日	居宅介護支援（ケアプラン作成）

神戸市告示第642号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年3月19日

神戸市長 久元喜造

1. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
福元 俊哉（ハピネス治療院）	福元 俊哉	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和6年2月9日

2. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
福元 俊哉（ハピネス治療院）	福元 俊哉	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和6年2月9日

3. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
梅田 益崇（ウメダ整骨院）	梅田 益崇	神戸市兵庫区塚本通5丁目2番地18号	令和6年2月22日

神戸市告示第643号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年3月19日

神戸市長 久元喜造

1. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
伊原 秀紀（訪問マッサージエガオプラス）	伊原 秀紀	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
灘本 晃一（訪問マッサージエガオプラス）	灘本 晃一	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
判田 琢哉（訪問マッサージエガオプラス）	判田 琢哉	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
為 美咲（訪問マッサージエガオプラス）	為 美咲	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
小島 敏彦（訪問マッサージエガオプラス）	小島 敏彦	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
塚谷 祐子（訪問マッサージエガオプラス）	塚谷 祐子	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
乾 絵里子（訪問マッサージエガオプラス）	乾 絵里子	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
赤在 典子（訪問マッサージエガオプラス）	赤在 典子	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
富田 美穂（訪問マッサージエガオプラス）	富田 美穂	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日

石井 純子 (訪問マッサージエガオプラス)	石井 純子	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
西口 貴章 (訪問マッサージエガオプラス)	西口 貴章	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
田所 宗助 (訪問マッサージエガオプラス)	田所 宗助	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日

2. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
伊原 秀紀 (訪問マッサージエガオプラス)	伊原 秀紀	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
灘本 晃一 (訪問マッサージエガオプラス)	灘本 晃一	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
判田 琢哉 (訪問マッサージエガオプラス)	判田 琢哉	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
為 美咲 (訪問マッサージエガオプラス)	為 美咲	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
小島 敏彦 (訪問マッサージエガオプラス)	小島 敏彦	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
塚谷 祐子 (訪問マッサージエガオプラス)	塚谷 祐子	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
乾 絵里子 (訪問マッサージエガオプラス)	乾 絵里子	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
赤在 典子 (訪問マッサージエガオプラス)	赤在 典子	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
富田 美穂 (訪問マッサージエガオプラス)	富田 美穂	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日

小山 宗三（訪問マッ サージェガオプラス）	小山 宗三	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
馬場 貴寛（訪問マッ サージェガオプラス）	馬場 貴寛	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
西口 貴章（訪問マッ サージェガオプラス）	西口 貴章	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日
田所 宗助（訪問マッ サージェガオプラス）	田所 宗助	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 (旧)神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和6年 1月30日



神戸市告示第644号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称，電子計算機に記録する公印の名称，様式及び書体並びに印影等の寸法を，同条第2項の規定により，次のとおり告示する。

令和6年3月19日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
障害者控除対象者認定申請の結果について（通知）	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方20
障害者控除対象者認定書	行政機関の長の印 (福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方20

# 令和6年3月19日 神戸市公報第3851号

神戸市告示第645号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月19日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
身分証明書（犬の鑑札及び注射済票の交付事務委託事業者）	市長の印	2	れい書	方15

神戸市告示第646号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、神戸北町大原2丁目自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	神戸北町大原2丁目自治会
主たる事務所	神戸市北区大原3丁目20番1号
代表者の氏名	藤田 健太郎
代表者の住所	神戸市北区大原2丁目10番11号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 神戸北町大原2丁目自治会 令和5年3月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	八井 守	藤田 健太郎
代表者の住所	神戸市北区大原2丁目7番8号	神戸市北区大原2丁目10番11号

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第4項において準用する同法第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月7日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称  
桜の杜V建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市須磨区桜の杜1丁目208番359 他

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和6年3月7日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称  
パナホームシティ西神南Ⅰ・Ⅱ建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市西区井吹台北町1丁目1番2 他
- 3 縦覧期間  
令和6年3月7日から同年4月4日まで
- 4 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話(078)595-6555

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年3月19日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年3月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神戸三田プレミアム・アウトレット

神戸市北区上津台7丁目3番外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ケリングジャパン	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 ティエリ マルティ
LVMHファッション・グループ・ジャパン株式会社	東京都港区北青山3丁目5番29号	代表取締役 ノルベール・ルレ
株式会社モンクレールジャパン	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 田村 直裕
ヴァレンティノジャパン株式会社	東京都港区南青山5丁目9番19号	代表取締役 篠原 真澄
株式会社エトロ・ジャパン	東京都港区南青山5丁目11番5号	代表取締役 ファビオ・ストラーダ
Jimmy Choo Tokyo株式会社	東京都港区赤坂8丁目5番34号	代表取締役 永江 公一
株式会社ボッテガ・ヴェネタジャパン	東京都中央区銀座6丁目8-7	代表取締役 エレン・キム
株式会社バリー・ジャパン	東京都中央区銀座1丁目19番7号	代表取締役 Tien Tien Yip
ヒューゴボスジャパン株式会社	東京都港区南青山5丁目2番1号	代表取締役 マシュー キーラン
リシュモンジャパン株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	代表取締役 三木 均
ドルチェ・アンド・ガッバーナ・ジャパン株式会社	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 ファブリツィオ カルディナリ

令和6年3月19日 神戸市公報第3851号

ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5丁目 32 番 10 号	代表取締役 キャサリン チュクロ
プラダジャパン株式会社	東京都港区南青山 1 丁目 15 番 14 号	代表取締役 ダヴィデ・セジア
Deckers Japan 合同会社	東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 3 号	職務執行者 伊藤 輝希
株式会社インコントロ	大阪府中央区淡路町 2 丁目 3 番 5 号	代表取締役 長江 聡
テンピュール・シーリー・ジャパン 有限会社	神戸市中央区伊藤町 119	代表取締役 パスカール ラオ
株式会社ダイドーフォワード	東京都千代田区外神田 3 丁目 1 番 16 号	代表取締役 鍋割 宰
ルックスオティカジャパン株式会社	東京都千代田区二番町 4 番地 5 号	代表取締役 山崎 真也
デサントジャパン株式会社	大阪府大阪市浪速区湊町 1 丁目 2 番 3 号	代表取締役 小川 典利夫
株式会社セルジオロッシジャパン	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 11 番 8 号	代表取締役 松木 愛明
コロネット株式会社	大阪府大阪市中央区博労町 1 丁目 9 番 8 号	代表取締役 七宮 信幸
ザボディショップジャパン株式会社	東京都中央区日本橋堀留町 1-9-11	代表取締役 倉田 浩美
株式会社ウールリッチジャパン	東京都渋谷区松濤 2 丁目 20 番 6 号	代表取締役 川田 慎二
タペストリー・ジャパン 合同会社	東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号	職務執行者 エマヌエル・リュエラン
トッズ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前 1-5-8	代表取締役 ジュゼッペ・カヴァッロ
フェラガモ・ジャパン株式会社	東京都中央区銀座 7 丁目 8 番 2 号	代表取締役 パスクアレ デ サンティス
株式会社リンク・セオリー・ジャパン	山口県山口市佐山 717 番地 1	代表取締役 畑 誠
Tom Ford Retail Japan 合同会社	東京都渋谷区渋谷 4-2-8	代表取締役 田代 俊明
双日インフィニティ株式会社	東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号	代表取締役 小野 浩平
株式会社Francfranc	東京都港区北青山 3 丁目 5 番 12 号	代表取締役 佐野 一幸
株式会社ブルックスブラザーズジャパン	東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号	代表取締役 渡部 克男
株式会社スタイリングライフ・ホールディングス	東京都新宿区北新宿 2 丁目 21 番 1 号	代表取締役 遠藤 育雄
株式会社ミキハウストレード	大阪府八尾市大窪 936	代表取締役 木村 隆一
株式会社ツヅキ	千葉県柏市柏 344 番地 2	代表取締役 都築 宏一郎
フルラジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前 1 丁目 5 番 8 号	代表取締役 森本 綾

株式会社サザビーリーグ	東京都渋谷区元代々木町 49番13号	代表取締役 角田 良太
株式会社ビショップ	神戸市中央区浪花町59番 地	代表取締役 森 威
有限会社ターナ	神戸市中央区二宮町3- 4-7ブルーム神戸三宮 202	代表取締役 谷川 弘
株式会社ナイスクラブ	東京都渋谷区神宮前6丁 目27番8号	代表取締役 井上 隆太
株式会社アズノウアズ	東京都渋谷区富ヶ谷2丁 目24番7号	代表取締役 浅見 英理
株式会社アダバット	神戸市中央区港島中町6 丁目8番1号	代表取締役 田口 敬二郎
株式会社ビームス	東京都渋谷区神宮前1丁 目5番8号	代表取締役 設楽 洋
株式会社バーニーズジャパン	東京都千代田区麴町5- 7-2	代表取締役 関口 正美
トリンプ・インターナショナル・ ジャパン株式会社	東京都中央区築地5丁目 6番4号	代表取締役 ヴァンサン・ネリアス
スワロフスキー・ジャパン株 式会社	東京都千代田区一番町21 番地	代表取締役 鈴木 正規
株式会社ミルク	大阪府大阪市中央区博労 町2-2-13	代表取締役 中嶋 潤哉
合同会社PVHジャパン	東京都千代田区内幸町2 -1-6	職務執行者 尾郷 高志
ナイキジャパングループ合同 会社	東京都港区赤坂9丁目7 番1号	職務執行者 小林 哲二
ベネリック株式会社	東京都千代田区神田駿河 台2丁目9番地	代表取締役 永利 道彦
株式会社ゴールドウイン	富山県小矢部市清沢210 番地	代表取締役 渡辺 貴生
テラーメイドゴルフ株式会 社	東京都江東区青海2丁目 4番24号	代表取締役 マーク・シェルドン・アレン
アディダスジャパン株式会社	東京都港区六本木1丁目 9番10号	代表取締役 ステイン ヴァンデヴォース ト
株式会社ジュン	東京都港区南青山2丁目 2番3号	代表取締役 佐々木 進
株式会社たち吉	京都府京都市下京区四条 通富小路角立売東町21番 地	代表取締役 石田 章夫
デロンギ・ジャパン株式会社	東京都千代田区有楽町1 丁目12番1号	代表取締役 杉本 敦男
株式会社サンクゼール	長野県上水内郡飯綱町芋 川1260番地	代表取締役 久世 良太
ル・クルーゼ・ジャポン株式 会社	東京都港区麻布台2丁目 2番9号	代表取締役 徳永 美紀
株式会社ワールドストアパー トナーズ	東京都港区北青山3丁目 5番10号	代表取締役 谷村 耕一



株式会社ルピシアグルマン	北海道虻田郡ニセコ町字 曾我 751 番地 23	代表取締役 水口 博喜
エース株式会社	大阪府大阪市中央区博労 町 4 丁目 5 番 2 号	代表取締役 森下 宏明
株式会社ツカモトコーポレ ーション	東京都中央区日本橋本町 1-6-5	代表取締役 百瀬 二郎
L i n d t & S p r u n g l i J a p a n 株式会社	東京都港区南青山 3-13 -18	代表取締役 アラン・ジェルミケ
COLE HAAN JAP AN 合同会社	東京都港区北青山 3 丁目 3 番 11 号	職務執行者 ローラ・ウィリアムズ・ケリ ー
株式会社ヘルノ・ジャパン	東京都港区南青山 5 丁目 4 番 48 号	代表取締役 奥田 裕章
ラルフローレン合同会社	東京都千代田区永田町 2- 10-1	代表取締役 ジェイ・キンプトン
株式会社ジャヴァコーポレ ーション	神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 2 号	代表取締役 内野 伸彦
株式会社シップス	東京都中央区銀座 1-20 -15	代表取締役 三浦 義哲
株式会社ニューバランスジャ パン	東京都千代田区神田神保 町 1 丁目 105 番	代表取締役 久保田 伸一
株式会社 T S I	東京都港区北青山 1 丁目 2 番 3 号	代表取締役 下地 毅
キャロウェイゴルフ株式会社	東京都港区白金台 5 丁目 12 番 7 号	代表取締役 ボーズマン・アレックス・ミ ッチェル
株式会社ワコール	京都府京都市南区吉祥院 中島町 29 番地	代表取締役 伊東 知康
株式会社パルグループホール ディングス	大阪府大阪市中央区道修町 3 丁 目 6 番 1 号	代表取締役 井上 隆太
ブルネロクチネリジャパン株 式会社	東京都千代田区一番町 8	代表取締役 宮川 ダビデ
E L C ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 3 号	代表取締役 マシュー・フォックス
株式会社ラコステジャパン	東京都品川区上大崎 3- 1-1	代表取締役 谷尾 利弘
株式会社バレンシアガジャパ ン	東京都港区赤坂 7 丁目 1 番 16 号	代表取締役 金子 信隆
株式会社 CINQUE STELLE	東京都港区南青山 5-4- 31	代表取締役 吉田 陽平
リーバイ・ストラウスジャパ ン株式会社	東京都渋谷区神宮前 6 丁 目 16 番 12 号	代表取締役 パスカル・センコフ
マドラス株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区豆 田町 5 丁目 2 番	代表取締役 岩田 栄七
ボードライダーズジャパン株 式会社	東京都渋谷区神宮前 6 丁 目 27 番 8 号	代表取締役 サミー・ユー
マークジェイコブスジャパ ン株式会社	東京都港区南青山 3 丁目 1 番 3 号	代表取締役 ラジーブ シャルマ

株式会社グループセブジャパン	東京都港区南青山1丁目1番1号	代表取締役 アンドリュウ・ブバラ
ジョルジオアルマーニジャパン株式会社	東京都中央区銀座5丁目5番4号	代表取締役 笹野 和泉
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社リーガルコーポレーション	千葉県浦安市日の出2丁目1番8号	代表取締役 安田 直人
株式会社アンテプリマジャパン	東京都港区白金台3丁目19番1号	代表取締役 アンソニー・キョン
福助株式会社	東京都江東区青海2-4-24	代表取締役 佐橋 由文
エコー・ジャパン株式会社	東京都千代田区永田町2-10-3	代表取締役 犬塚 景子
サムソナイト・ジャパン株式会社	東京都渋谷区東3丁目16番3号	代表取締役 造田 博之
株式会社バロックジャパンリミテッド	東京都目黒区青葉台4丁目7番7号	代表取締役 村井 博之
株式会社ドーム	東京都江東区有明1丁目3番33号	代表取締役 安田 秀一
ダイアナ株式会社	東京都中央区銀座6丁目9番6号	代表取締役 谷口 秀夫
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男
株式会社ベイクルーズ	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 窪田 祐
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド	東京都港区三田1丁目4番1号	代表取締役 門田 剛
株式会社アオイ	神戸市中央区港島中町2丁目3番5号	代表取締役 大島 崇
株式会社ルック	東京都港区赤坂8-5-30	代表取締役 加藤 義裕
三喜商事株式会社	大阪府大阪市中央区瓦町3丁目3番2号	代表取締役 堀田 康彦
ディーゼルジャパン株式会社	大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号	代表取締役 高實 康誠
日本ロレアル株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号	代表取締役 ジェローム・ブリュア
株式会社スタッフインターナショナルジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マルジェラジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マッシュライフラボ	東京都千代田区麹町5丁目7番1号	代表取締役 満塩 雅一
リヤドロジャパン株式会社	東京都中央区銀座7丁目11番3号	代表取締役 周 凱梁
エノテカ株式会社	東京都港区南麻布5丁目14番15号	代表取締役 堀 慎二
株式会社ストラスブルゴ	東京都港区北青山3-5	代表取締役

	ー12	石原 秀樹
株式会社アーバンリサーチ	大阪府大阪市西区京町堀 1丁目6番4号	代表取締役 竹村 幸造
株式会社ABAHOUSE SIDE-B	東京都渋谷区東1丁目26 番20号	代表取締役 水上 雄一郎
株式会社ジョイックスコア レーション	東京都千代田区隼町3番 16号	代表取締役 塩川 弘晃
ダイソン株式会社	東京都千代田区麴町1ー 12ー1	代表取締役 浅野 信弘
株式会社イッセイミヤケ	東京都渋谷区富ヶ谷1丁 目12番10号	代表取締役 北村 みどり
株式会社アクタス	東京都新宿区新宿2丁目 19番1号	代表取締役 休山 昭
株式会社セブンーイレブン・ ジャパン	東京都千代田区二番町8 番地8	代表取締役 永松 文彦
スウォッチグループジャパン 株式会社	東京都渋谷区神宮前5-9 -15 2階	代表取締役 ハイディ シュ
株式会社メル・ローズ	東京都目黒区青葉台2丁 目18番1号	代表取締役 東 秀行
株式会社メンズ・ビギ	東京都渋谷区南平台町17 番12号	代表取締役 清水 英幸
セイコーリテールマーケティ ング株式会社	東京都中央区八丁堀3丁 目1番9号	代表取締役 金川 宏美
フィスカースジャパン株式会 社	東京都千代田区二番町11 番19号	代表取締役 クリストフ・ジャック・ガブ リエル・ランシュー
プーマジャパン株式会社	東京都品川区大崎2丁目 1番1号	代表取締役 萩尾 孝平
株式会社コロニアスポーツ ウェアジャパン	東京都新宿区新宿6丁目 27番30号	代表取締役 マッスイモ・ラッザリ
アシックスジャパン株式会社	東京都江東区新砂3丁目 1番18号	代表取締役 小林 淳二
株式会社PRAIA	東京都目黒区自由が丘1 ー29ー5	代表取締役 松井 茂大
トゥミジャパン合同会社	東京都渋谷区東3丁目16 番3号	代表取締役 造田 博之
シチズンリテイルプランニング 株式会社	東京都新宿区百人町2丁 目27番7号	代表取締役 瀧澤 誠
株式会社スプレnderズアン ドカンパニー	東京都港区芝公園1番38 号	代表取締役 住吉 聡
カワノ株式会社	神戸市長田区大道通5丁 目101番地の6	代表取締役 河野 忠友
株式会社TASAKI	神戸市中央区港島中町6 丁目3番地2	代表取締役 田島 寿一
株式会社ナルミヤ・インター ナショナル	東京都港区芝公園2丁目 4番1号	代表取締役 石井 稔晃

株式会社グラフィフ	東京都渋谷区渋谷1丁目 7番7号	代表取締役 村田 昭彦
株式会社アウトィングスペース	大阪府大阪市住之江区中 加賀屋4丁目4番18号	代表取締役 柴田 茂樹
株式会社エレメントルール	東京都港区南青山1丁目 1番1号	代表取締役 小松崎 睦
株式会社マスターピース	東京都台東区駒形1丁目 3番8号	代表取締役 太田 雅久
ドクターマーチン・エアウエア ジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前5丁目 2番28号	代表取締役 池田 マイク
ツヴィリングJ. A. ヘンケ ルスジャパン株式会社	岐阜県関市肥田瀬 4064 番 地	代表取締役 アンドリュウ・ハンキンソン
株式会社ヴァンドームヤマダ	東京都港区南青山5丁目 12番1号	代表取締役 山田 潤
株式会社マルニジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1 丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マッキントッシュジ ャパン	東京都港区六本木1丁目 8番7号	代表取締役 八木 雄三
株式会社ヨウジヤマモト	東京都品川区東品川2丁目 2番43号	代表取締役 大橋 一友
三共生興ファッションサービ ス株式会社	大阪府大阪市中央区安土 町2-5-6	代表取締役 井ノ上 明
株式会社ストライプインター ナショナル	岡山市北区幸町2番8号	代表取締役 立花 隆央
イー・ジーニング株式会社	東京都荒川区東日暮里3 丁目27番6号	代表取締役 小谷 建夫
M i c h a e l K o r s J a p a n 合同会社	東京都港区南青山1丁目 2番6号	代表取締役 山崎 大輔
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋3丁目 10番5号	代表取締役 保元 道宜
株式会社トゥモローランド	東京都港区南青山3丁目 18番9号	代表取締役 佐々木 裕平
ヘインズブランズジャパン株 式会社	東京都新宿区信濃町35番 地	代表取締役 早瀬 圭一
株式会社ユナイテッドアロー ズ	東京都渋谷区神宮前3丁目 28番1号	代表取締役 松崎 善則
ゴディバジャパン株式会社	東京都港区六本木3丁目 2番1号	代表取締役 ジェローム・シュジャン

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ケリングジャパン	東京都港区北青山3丁目 6番7号	代表取締役 ティエリ マルティ
LVMHファッション・グル ープ・ジャパン株式会社	東京都港区北青山3丁目 5番29号	代表取締役 ノルベール・ルレ
株式会社モンクレールジャパ ン	東京都港区北青山3丁目 6番7号	代表取締役 田村 直裕

ヴァレンティノジャパン株式会社	東京都港区南青山5丁目9番19号	代表取締役 篠原 真澄
株式会社エトロ・ジャパン	東京都港区南青山5丁目11番5号	代表取締役 ファビオ・ストラーダ
Jimmy Choo Tokyo株式会社	東京都港区赤坂8丁目5番34号	代表取締役 マーティン・ゴードイアン
株式会社ボッテガ・ヴェネタジャパン	東京都中央区銀座6丁目8番7号	代表取締役 エレン・キム
株式会社バリー・ジャパン	東京都港区西新橋1丁目1番1号	代表取締役 Tien Tien Yip
ヒューゴボスジャパン株式会社	東京都港区南青山5丁目2番1号	代表取締役 比留間 育洋
リシュモンジャパン株式会社	東京都千代田区麴町1丁目4番地	代表取締役 三木 均
ドルチェ・アンド・ガッバーナ・ジャパン株式会社	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 ファブリツィオ カルディナリ
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目32番10号	代表取締役 キャサリン チュクロ
プラダジャパン株式会社	東京都港区南青山1丁目15番14号	代表取締役 アレッサンドラ・マルシコラ
Deckers Japan 合同会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号	職務執行者 伊藤 輝希
株式会社インコントロ	大阪府中央区淡路町2丁目3番5号	代表取締役 長江 聡
テンピュール・シーリー・ジャパン株式会社	神戸府中央区伊藤町119	代表取締役 パスカール ラオ
株式会社ダイドーフォワード	東京都千代田区外神田3丁目1番16号	代表取締役 鍋割 宰
ルックスオティカジャパン株式会社	東京都千代田区二番町4番地5号	代表取締役 山崎 真也
デサントジャパン株式会社	大阪府浪速区湊町1丁目2番3号	代表取締役 小川 典利夫
株式会社セルジオロッシジャパン	東京都渋谷区渋谷2丁目11番8号	代表取締役 松木 愛明
コロネット株式会社	大阪府中央区博労町1丁目9番8号	代表取締役 七宮 信幸
ザボディショップジャパン株式会社	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番11号	代表取締役 倉田 浩美
株式会社ウールリッチジャパン	東京都渋谷区松濤2丁目20番6号	代表取締役 渡邊 孝夫
タペストリー・ジャパン合同会社	東京都港区六本木6丁目10番1号	職務執行者 エマヌエル・リュエラン
トッズ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	代表取締役 ジュゼッペ・カヴァッロ
フェラガモ・ジャパン株式会社	東京都中央区銀座7丁目8番2号	代表取締役 パスクアレ デ サンティス

株式会社ヴェルサーチェジャパン	東京都港区南青山1丁目2番6号	代表取締役 パスクアレ・デ・サンテイス
株式会社ジルサンダージャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 畠山 知朗
株式会社ディティージェイ	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 笙 啓泰
双日インフィニティ株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	代表取締役 中村 靖明
株式会社Francfranc	東京都港区北青山3丁目5番12号	代表取締役 佐野 一幸
株式会社ブルックスブラザーズジャパン	東京都品川区上大崎3丁目1番1号	代表取締役 新倉 修司
株式会社スタイリングライフ・ホールディングス	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役 遠藤 育雄
株式会社ミキハウストレード	大阪府八尾市大窪 936	代表取締役 木村 隆一
株式会社ツヅキ	千葉県柏市柏 344 番地 2	代表取締役 都築 宏一郎
フルラジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	代表取締役 森本 綾
株式会社サザビーリーグ	東京都渋谷区千駄ヶ谷2丁目11番1号	代表取締役 角田 良太
株式会社ビショップ	神戸市中央区浪花町 59 番地	代表取締役 森 威
有限会社ターナ	神戸市中央区加納町4丁目3番14号	代表取締役 谷川 弘
株式会社ナイスクラブ	東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号	代表取締役 井上 隆太
株式会社アズノウアズ	東京都渋谷区富ヶ谷2丁目24番7号	代表取締役 浅見 英理
株式会社アダバット	神戸市中央区港島中町6丁目8番1号	代表取締役 廣瀬 清司
株式会社ビームス	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	代表取締役 設楽 洋
株式会社バーニーズジャパン	東京都千代田区麹町5丁目7番2号	代表取締役 関口 正美
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地5丁目6番4号	代表取締役 ヴァンサン・ネリアス
スワロフスキー・ジャパン株式会社	東京都千代田区一番町 21 番地	代表取締役 鈴木 正規
株式会社ミルク	大阪市中央区博労町2丁目2番13号	代表取締役 中嶋 潤哉
合同会社PVHジャパン	東京都千代田区内幸町2丁目1番6号	職務執行者 尾郷 高志
ナイキジャパングループ合同会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	職務執行者 小林 哲二
ベネリック株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	代表取締役 永利 道彦

株式会社ゴールドウイン	富山県小矢部市清沢 210番地	代表取締役 渡辺 貴生
テラーメイドゴルフ株式会社	東京都江東区青海 2丁目4番24号	代表取締役 マーク・シェルドン・アレン
アディダスジャパン株式会社	東京都港区六本木 1丁目9番10号	代表取締役 ステイン ヴァンデヴォースト
株式会社ジュン	東京都港区南青山 2丁目2番3号	代表取締役 佐々木 進
株式会社たち吉	京都市下京区四条通富小路角立売東町 21番地	代表取締役 石田 章夫
デロンギ・ジャパン株式会社	東京都千代田区有楽町 1丁目12番1号	代表取締役 杉本 敦男
株式会社サンクゼール	長野県上水内郡飯綱町芋川 1260番地	代表取締役 久世 良太
ル・クルーゼ・ジャポン株式会社	東京都港区麻布台 2丁目2番9号	代表取締役 徳永 美紀
株式会社ワールドストアパートナーズ	東京都港区北青山 3丁目5番10号	代表取締役 谷村 耕一
株式会社ルピシアグルマン	北海道虻田郡ニセコ町字曾我 751番地 23	代表取締役 水口 博喜
エース株式会社	大阪府中央区博労町 4丁目5番2号	代表取締役 森下 宏明
ラルフローレン合同会社	東京都渋谷区神宮前 4丁目25番15号	代表取締役 ジェイ・キンプトン
L i n d t & S p r u n g l i J a p a n株式会社	東京都港区南青山 3丁目13番1号 8	代表取締役 福本 千秋
COLE HAAN JAPAN合同会社	東京都港区北青山 3丁目3番11号	職務執行者 ローラ・ウィリアムズ・ケリー
株式会社ヘルノ・ジャパン	東京都港区南青山 5丁目4番48号	代表取締役 奥田 裕章
株式会社グリップインターナショナル	神戸府中央区雲井通 4丁目2番2号	代表取締役 桑田 隆晴
株式会社シッパス	東京都中央区銀座 1丁目20番15号	代表取締役 三浦 義哲
株式会社ニューバランスジャパン	東京都千代田区神田神保町 1丁目105番	代表取締役 久保田 伸一
株式会社T S I	東京都港区北青山 1丁目2番3号	代表取締役 下地 毅
キャロウェイゴルフ株式会社	東京都港区白金台 5丁目12番7号	代表取締役 ボーズマン・アレックス・ミッチェル
株式会社ワコール	京都市南区吉祥院中島町 29番地	代表取締役 川西 啓介
株式会社ジャヴァコーポレーション	神戸府中央区港島中町 6丁目8番2号	代表取締役 内野 伸彦
株式会社パルグループホール	大阪府中央区道修町 3丁目	代表取締役

ディングス	目6番1号	井上 隆太
E L C ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	代表取締役 ジェームズ・アクイリナ
株式会社ラコステジャパン	東京都品川区上大崎3丁目1番1号	代表取締役 パスカル センコフ
株式会社バレンシアガジャパン	東京都港区赤坂7丁目1番16号	代表取締役 金子 信隆
株式会社 UNITED NUDE JAPAN	東京都港区北青山3丁目9番1号	代表取締役 青田 行
リーバイ・ストライプスジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目16番12号	代表取締役 ディビッド・ハマティ
マドラス株式会社	名古屋市瑞穂区豆田町5丁目2番	代表取締役 岩田 栄七
ボードライダーズジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号	代表取締役 サミー・ユウ
マークジェイコブスジャパン株式会社	東京都港区南青山3丁目1番3号	代表取締役 ラジーブ シヤルマ
株式会社グループセブジャパン	東京都港区南青山1丁目1番1号	代表取締役 アンドリュー・ブバラ
ジョルジオアルマーニジャパン株式会社	東京都中央区銀座5丁目5番4号	代表取締役 笹野 和泉
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社リーガルコーポレーション	千葉県浦安市日の出2丁目1番8号	代表取締役 安田 直人
株式会社アンテプリマジャパン	東京都港区白金台3丁目19番1号	代表取締役 アンソニー・キョン
福助株式会社	東京都江東区青海2丁目4番24号	代表取締役 佐橋 由文
エコー・ジャパン株式会社	東京都千代田区永田町2丁目10番3号	代表取締役 犬塚 景子
サムソナイト・ジャパン株式会社	東京都渋谷区東3丁目16番3号	代表取締役 造田 博之
株式会社バロックジャパンリミテッド	東京都目黒区青葉台4丁目7番7号	代表取締役 村井 博之
株式会社ドーム	東京都江東区有明1丁目3番33号	代表取締役 北島 義典
ダイアナ株式会社	東京都中央区銀座6丁目9番6号	代表取締役 谷口 秀夫
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男
株式会社ベイクルーズ	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 窪田 祐
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド	東京都港区三田1丁目4番1号	代表取締役 米田 幸正
株式会社アオイ	神戸市中央区港島中町2丁目3番5号	代表取締役 大島 崇
株式会社 SABON Japan	東京都渋谷区神宮前1丁目4番16号	代表取締役 下野 喜美恵



三喜商事株式会社	大阪府中央区瓦町3丁目3番2号	代表取締役 堀田 康彦
ディーゼルジャパン株式会社	大阪府中央区難波5丁目1番60号	代表取締役 高實 康誠
日本ロレアル株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号	代表取締役 ジェローム・ブリュア
株式会社スタッフインターナショナルジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マルジェラジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マッシュライフラボ	東京都千代田区麹町5丁目7番1号	代表取締役 満塩 雅一
株式会社豊田貿易	東京都新宿区西新宿3丁目8番5号	代表取締役 豊田 隆二
エノテカ株式会社	東京都港区南麻布5丁目14番15号	代表取締役 堀 慎二
株式会社ストラスブルゴ	東京都港区北青山3丁目5番12号	代表取締役 石原 秀樹
株式会社アーバンリサーチ	大阪府西区京町堀1丁目6番4号	代表取締役 竹村 圭祐
株式会社ABAHOUSE SIDE-B	東京都渋谷区東1丁目26番20号	代表取締役 水上 雄一郎
株式会社ジョイックスコア レーション	東京都千代田区隼町3番16号	代表取締役 塩川 弘晃
ダイソン株式会社	東京都千代田区麹町1丁目12番1号	代表取締役 直村 有己
株式会社イッセイミヤケ	東京都渋谷区富ヶ谷1丁目12番10号	代表取締役 海東 大樹
株式会社アクタス	東京都新宿区新宿2丁目19番1号	代表取締役 村田 謙
株式会社セブーン・イレブン・ ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	代表取締役 永松 文彦
スウォッチグループジャパン 株式会社	東京都渋谷区神宮前5丁目9番15号 2階	代表取締役 ハイディ シュ
株式会社メル・ローズ	東京都目黒区青葉台2丁目18番1号	代表取締役 東 秀行
株式会社メンズ・ビギ	東京都渋谷区南平台町17番12号	代表取締役 清水 英幸
セイコーリテールマーケティング 株式会社	東京都中央区八丁堀3丁目1番9号	代表取締役 清水 浩史
フィスカースジャパン株式会 社	東京都千代田区二番町11番19号	代表取締役 ジェフリー マイケル ダゲ ット
プーマジャパン株式会社	東京都品川区大崎2丁目1番1号	代表取締役 萩尾 孝平
株式会社コロニアスポーツ ウェアジャパン	東京都新宿区新宿6丁目27番30号	代表取締役 マッスイモ・ラッザリ

アシックスジャパン株式会社	東京都江東区新砂3丁目 1番18号	代表取締役 小林 淳二
株式会社P R A I A	東京都目黒区自由が丘1 丁目29番5号	代表取締役 松井 茂大
トゥミジャパン合同会社	東京都渋谷区東3丁目16 番3号	代表取締役 造田 博之
シチズンリテイルプランニング 株式会社	東京都新宿区百人町2丁 目27番7号	代表取締役 瀧澤 誠
八木通商株式会社	大阪府中央区北浜3丁目 1番9号	代表取締役 八木 雄三
カワノ株式会社	神戸市長田区大道通5丁 目101番地の6	代表取締役 河野 忠友
株式会社T A S A K I	神戸府中央区港島中町6 丁目3番地2	代表取締役 田島 寿一
株式会社ナルミヤ・インター ナショナル	東京都港区芝公園2丁目 4番1号	代表取締役 石井 稔晃
株式会社グラニフ	東京都渋谷区神宮前2丁 目34番17号	代表取締役 村田 昭彦
株式会社アウトィングスペー ス	大阪府住之江区中加賀屋 4丁目4番18号	代表取締役 柴田 茂樹
株式会社エレメントルール	東京都港区南青山1丁目 1番1号	代表取締役 小松崎 睦
株式会社ユニオンゲートリテ ールズ	東京都港区青山7丁目1 番5号	代表取締役 中川 有司
ドクターマーチン・エアウエ ア ジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前5丁 目2番28号	代表取締役 池田 マイク
ツヴィリング J. A. ヘンケ ルスジャパン株式会社	岐阜県関市肥田瀬 4064 番 地	代表取締役 アンドリュー・ハンキンソン
株式会社ヴァンドームヤマダ	東京都港区南青山5丁目 12番1号	代表取締役 山田 潤
株式会社マルニジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1 丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マッキントッシュジ ャパン	東京都港区六本木1丁目 8番7号	代表取締役 八木 洋三
株式会社ヨウジヤマモト	東京都品川区東品川2丁 目2番43号	代表取締役 大橋 一友
三共生興ファッションサービ ス株式会社	大阪府中央区安土町2丁 目5番6号	代表取締役 赤壁 政彦
株式会社ストライプインター ナショナル	岡山市北区幸町2番8号	代表取締役 川部 将士
イー・ジーニング株式会社	東京都品川区上大崎3丁 目24番9号	代表取締役 俵 修一
M i c h a e l K o r s J a p a n 合同会社	東京都港区南青山1丁目 2番6号	代表取締役 山崎 大輔
有限会社リベロワークス	岐阜県可児市桂ヶ浜1丁	代表取締役

	目 136 番地	原 洋二
ヘインズブランドズジャパン株式会社	東京都新宿区信濃町 35 番地	代表取締役 及川 洋一
株式会社ユナイテッドアローズ	東京都渋谷区神宮前 3 丁目 28 番 1 号	代表取締役 松崎 善則
ゴディバジャパン株式会社	東京都港区六本木 3 丁目 2 番 1 号	代表取締役 ジェローム・シュシャン

- 3 変更の年月日及び変更する理由  
令和 5 年 4 月 1 日 代表者変更等のため
- 4 届出年月日  
令和 5 年 11 月 7 日
- 5 縦覧期間  
令和 6 年 3 月 19 日から令和 6 年 7 月 19 日まで
- 6 縦覧場所  
神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 1 2 号  
三宮ビル東館 4 階  
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年3月19日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年3月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アスタくにつか3番館

神戸市長田区久保町5丁目1番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	神戸市長 矢田 立郎
有限会社マルヨネ	神戸市長田区二葉町2丁目1番12号	代表取締役 米 清治郎
有限会社丸和	神戸市長田区久保町5丁目1番1-012号	代表取締役 川添 育子
他 28 名		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	神戸市長 久元 喜造
有限会社マルヨネ	神戸市長田区二葉町2丁目1番12号	代表取締役 米 清治郎
他 16 名		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名

株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4丁目1番地の1	代表取締役 高木 邦夫
有限会社釜永商店	神戸市長田区腕塚町5丁目5番1-705号	代表取締役 釜永 フク子
有限会社マルヨネ	神戸市長田区二葉町2丁目1番12号	代表取締役 米 清治郎
有限会社丸和	神戸市長田区久保町5丁目1番1-012号	代表取締役 川添 育子
有限会社守食品店	神戸市長田区久保町5丁目1番1-014号	代表取締役 守 正晃
八千代ムセン電機株式会社	大阪市北区天満2丁目1番33号	代表取締役 山崎 安明
株式会社ビガ・インダストリーズ	東京都千代田区岩本町1丁目10番3号	代表取締役 アーネスト・M・比嘉
株式会社遠州屋木村商店	神戸市長田区大橋町5丁目3番2号	代表取締役 木村 繁一
サークルケイ・ジャパン株式会社	西宮市上大市4丁目7番17号	代表取締役 土方 清
株式会社55ステーション	東京都港区赤坂7丁目10番20号	代表取締役 安井 正勝
他 26 名		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては代表者の氏名
株式会社ロピア	神奈川県川崎市幸区2丁目9番地	代表取締役 高木 勇輔
有限会社マルヨネ	神戸市長田区二葉町2丁目1番12号	代表取締役 米 清治郎
株式会社西村川魚店	神戸市長田区久保町5丁目1番1号	代表取締役 西村 大輔
有限会社幸福堂	神戸市兵庫区塚本通5丁目2番6号	代表取締役 船越 義文
有限会社守食品店	神戸市長田区腕塚町5丁目5番1号	代表取締役 守 通正
株式会社より鮮魚店	神戸市長田区久保町5丁目1番1号	西浦 伸一
オサマンズクルー株式会社	兵庫県明石市東野2043-15 カサベラ大蔵401号	越田 修
株式会社 yuukou	神戸市長田区本庄町2丁目4番12号	代表取締役 福田 康弘
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町1丁目13番20号	代表取締役 杉本 正彦
有限会社リカーランドシインタニ	兵庫県西宮市津門西口町13番30号	代表取締役 新谷 龍男
株式会社 ASTERRAS	神戸市兵庫区兵庫町1-4-18-101	代表取締役 寺原 真生

株式会社 VK-tustle	神戸市長田区久保町5丁目1番1-105 号アスタくにつか3番館	代表取締役 肥塚 和明
他 12 名		

3 変更の年月日

2 (1)については令和4年4月1日

2 (2)については令和4年5月17日

4 変更する理由

2 (1)については、設置者変更のため。

2 (2)については、入店等のため。

5 届出年月日

令和5年11月28日

6 縦覧期間

令和6年3月19日から令和6年7月19日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年3月19日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年3月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン神戸新在家店  
神戸市灘区新在家南町3丁目135番地1

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号	代表取締役 西喜多 浩

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号	代表取締役 西喜多 浩

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町4丁目401番地1	代表取締役 疋田 直太郎
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南704番地の5	代表取締役 大賀 昭司

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町4丁目401番地1	代表取締役 疋田 直太郎

大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田 297 番地 1	代表取締役 大賀 昭司
-----------	---------------------	----------------

- 3 変更の年月日  
2 (1)については、令和5年10月1日  
2 (2)については、令和5年3月27日
- 4 変更する理由  
2 (1)については、設置者の名称に変更が生じたため。  
2 (2)については、住所移転のため。
- 5 届出年月日  
令和5年12月27日
- 6 縦覧期間  
令和6年3月19日から令和6年7月19日まで
- 7 縦覧場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号  
三宮ビル東館4階  
神戸市経済観光局経済政策課



神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年3月19日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市須磨区妙法寺字道正川447番1、447番4の一部、451番15の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市北区北花田町4丁111番地18  
株式会社 Machidaプロパティ  
代表取締役 町田 泰次
- 3 許可番号  
令和5年6月6日 第8125号

神戸市中央区公告

次の臨時運行許可番号標(以下「番号標」という。)が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則(昭和28年3月規則第14号)第5条第3項の規定により公告します。

令和6年 3月 19日

神戸市中央区長 八 乙 女 悦 範

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸36-88神戸	令和6年 2月 16日

神戸市水道告示第34号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年3月19日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
40067	増田設備工業	神戸市北区北五葉 4丁目13番5号	増田 隆広	令和6年2月29日

神戸市水道告示第35号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の休止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年3月19日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	休止年月日
42321	株式会社 寿ワークス	尼崎市七松町3丁目 17番20号 Dビル壱番館201号室	村上 廉太	令和6年3月15日

神戸市選告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年3月6日

神戸市選挙管理委員会

委員長 安達和彦

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,842</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>207,017</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>255,263</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東灘区	<u>57,459</u>
	灘区	<u>36,087</u>
	中央区	<u>37,043</u>
	兵庫区	<u>30,159</u>
	北区	<u>59,140</u>
	長田区	<u>25,767</u>
	須磨区	<u>43,867</u>
	垂水区	<u>58,983</u>
	西区	<u>65,530</u>

職員の任用に関する規則に基づく様式等に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和6年3月19日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第11号

職員の任用に関する規則に基づく様式等に関する規則等の一部を改正する等の規則

(職員の任用に関する規則に基づく様式等に関する規則の廃止)

第1条 職員の任用に関する規則に基づく様式等に関する規則(昭和31年4月人委規則第9号)は、廃止する。

(神戸市一般職の任期付職員の採用に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市一般職の任期付職員の採用に関する規則(平成22年5月人委規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(採用の承認に係る審査基準等)	(採用の承認に係る審査基準等)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 任命権者は、法第3条第3項に規定する人事委員会の承認を得ようとするときは、 <u>任期付職員の採用承認</u>	2 任命権者は、法第3条第3項に規定する人事委員会の承認を得ようとするときは、 <u>別記様式第1号</u> により、

<p><u>申請書</u>により、参考となる書類を添付して申請するものとする。</p> <p>(任期の更新の承認に係る審査基準等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 任命権者は、法第7条第3項に規定する人事委員会の承認を得ようとするときは、<u>任期の更新に係る承認申請書</u>により申請するものとする。</p> <p>(他の職への任用の承認に係る審査基準等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 任命権者は、法第8条第3項に規定する人事委員会の承認を得ようとするときは、<u>他の職への任用にかかる承認申請書</u>により申請するものとする。</p>	<p>参考となる書類を添付して申請するものとする。</p> <p>(任期の更新の承認に係る審査基準等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 任命権者は、法第7条第3項に規定する人事委員会の承認を得ようとするときは、<u>別記様式第2号</u>により申請するものとする。</p> <p>(他の職への任用の承認に係る審査基準等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 任命権者は、法第8条第3項に規定する人事委員会の承認を得ようとするときは、<u>別記様式第3号</u>により申請するものとする。</p>
--	---

様式第1号から第3号を削除する。

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第3条 職員の任用に関する規則（平成28年4月人委規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

第1条～第10条 [略]

(告知の方法)

第11条 採用試験の公開は、法第18条の2の趣旨に鑑み、市ホームページ  
その他適切な方法により行わなければならない。

(告知の内容)

第12条 採用試験の告知の内容は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

(4) 受験申込の時期及び手続その他必要な受験手続

(5) [略]

第13条～第18条 [略]

(採用選考の実施)

第19条 [略]

2 次に掲げる場合の採用選考は、人事委員会が、任命権者の請求に基づき、当該職を志望する者を募り、人事委員会が定める日に実施する。

(1) 獣医、畜産、水産、生命科学及び薬学の区分

(2) 障がい者を対象とした区分

(3) その他人事委員会が定める場合

3 第1項の選考の実施については、第10条第1項、第11条、第12条及び第

第1条～第10条 [略]

(告知の方法)

第11条 採用試験の公告は、公報その他適切な方法により行わなければならない。

(告知の内容)

第12条 採用試験の告知の内容は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

(4) 受験申込書の入手及び提出の場所、時期及び手続その他必要な受験手続

(5) [略]

第13条～第18条 [略]

(採用選考の実施)

第19条 [略]

2 次に掲げる場合の採用選考は、人事委員会が、任命権者の請求に基づき、当該職を志望する者を募り、人事委員会が定める日に実施する。

(1) 獣医、畜産、水産、生命科学及び薬学の区分

(2) 障害者を対象とした区分

(3) その他人事委員会が定める場合

3 前項の選考の実施については、第10条第1項、第11条、第12条及び第13条



<p>13条の規定を準用する。</p> <p>第20条～第27条 [略]</p> <p>(採用候補者名簿の作成)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 採用候補者名簿は、人事委員会の議決により確定する。ただし、採用候補者名簿の確定について委任を受けたときは、試験機関の長が<u>承認したときに確定する。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>第29条～第46条 [略]</p> <p>第47条 <u>削除</u></p>	<p>の規定を準用する。</p> <p>第20条～第27条 [略]</p> <p>(採用候補者名簿の作成)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 採用候補者名簿は、人事委員会の議決により確定する。ただし、採用候補者名簿の確定について委任を受けたときは、試験機関の長が<u>採用候補者名簿に署名したときに確定する。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>第29条～第46条 [略]</p> <p>第47条 <u>この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u></p>
--	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

神戸市人事委員会  
委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第12号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第1条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和26年8月人委規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(措置の要求)</p> <p>第2条 職員が法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求(以下「措置の要求」という。)を行うときは、これを書面でしなければならない。</p> <p>2 前項の書面(以下「措置要求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求を行う職員(以下「要求者」という。)が記名して正副各1通を適切な資料とともに、人事委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(措置の要求)</p> <p>第2条 職員が法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求(以下「措置の要求」という。)を行うときは、これを書面でなければならない。</p> <p>2 前項の書面(以下「措置要求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求を行う職員(以下「要求者」という。)が記名<u>押印</u>して正副各1通を適切な資料とともに、人事委員会に提出しなければならない。</p>

(1)～(5) [略]

(1)～(5) [略]

(不利益処分に関する審査請求に関する規則の一部改正)

第2条 不利益処分に関する審査請求に関する規則（昭和38年9月人委規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(審査請求)</p> <p>第4条 法第49条の2第1項の規定による審査請求は、審査請求書正副各1通を、人事委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人が記名しなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(審査の請求)</p> <p>第14条 当事者は、次の各号の一に該当する場合には、人事委員会に対して再審を請求することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が記名して、正副各1通を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第4条 法第49条の2第1項の規定による審査請求は、審査請求書正副各1通を、人事委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人が記名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(審査の請求)</p> <p>第14条 当事者は、次の各号の一に該当する場合には、人事委員会に対して再審を請求することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が記名<u>押印</u>して、正副各1通を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

(神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第3条 神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年3月人委規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(審査請求の方法)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の書面(以下「審査請求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査の請求をしようとする者(以下「審査請求人」という。)が記名して、正副各1通に適切な資料を添えて、神戸市人事委員会(以下「人事委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(審査請求の方法)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の書面(以下「審査請求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査の請求をしようとする者(以下「審査請求人」という。)が記名押印して、正副各1通に適切な資料を添えて、神戸市人事委員会(以下「人事委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) [略]</p> <p>3 [略]</p>

(職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第4条 職員団体の登録等に関する規則(昭和41年10月人委規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式1から様式10までの様式中「氏名印」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

神戸市人事委員会  
委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第13号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年3月人委規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（人事委員会に対する苦情相談）</p> <p>第2条 職員（離職した職員を含む。第4条第1項において同じ。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) 離職に関する苦情相談</p> <p>(2) 法第22条の4第1項の規定に基づく採用に関する苦情相談</p>	<p>（人事委員会に対する苦情相談）</p> <p>第2条 職員（離職した職員を含む。第4条第1項において同じ。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) 離職に関する苦情相談</p> <p>(2) 法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用は、この規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第2条第2号に規定する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定に基づく採用とみなす。

神戸市人事委員会辞令式を廃止する訓令をここに公布する。

令和6年3月19日

神戸市人事委員会

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会訓令甲第2号

神戸市人事委員会辞令式を廃止する訓令

神戸市人事委員会辞令式（昭和55年10月8日人委訓令甲第2号）は、廃止する。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。